

**新潟県選挙管理委員会規程第5号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年5月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) サービス付き高齢者向け住宅 サクラレー福住 <u>介護付有料老人ホーム アシスト高町</u> サービス付き高齢者向け住宅 シニアサポートホーム みのり長岡	(略) 長岡市福住2丁目1番7号 <u>長岡市高町2丁目59番地363</u> <u>長岡市下々条2丁目1373番地1</u>	長岡市	(略) サービス付き高齢者向け住宅 サクラレー福住	(略) 長岡市福住2丁目1番7号
(略)			(略)		

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。